

## 会 議 錄

会議の名称	令和7年第4回定例会 和泉市例規等審査委員会
開催日時	令和7年11月5日(水)午後2時から午後2時30分まで
開催場所	和泉市役所 3階庁議室
出席者	<p>【例規等審査委員会委員】            (委員長)並木副市長            (委 員)森吉副市長、前田市長公室長、土本総務部長、山崎環境産業部長、西川福祉部長、            東教育・こども部長、門林政策企画室長、山口人事課長、左海財政課長</p> <p>【事務局職員】            (総務管財室)古川室長、高垣課長、中川総括主幹、澤田総括主査、松阪主任、横尾主事</p> <p>【担当課職員】            (都市政策室)田口課長、瀬崎総括主査            (高齢介護室)奥野室長、田山課長            (環境政策室)前田室長、藤間課長、泉池課長、平田総括主幹、堀場総括主幹</p>
会議の議題	<p>1 審査案件</p> <p>(1)和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(2)和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例</p> <p>(3)&lt;パブリックコメント前&gt;和泉市環境未来共創金条例</p> <p>(4)&lt;パブリックコメント前&gt;和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改 正する条例</p> <p>2 報告案件</p> <p>(1)和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の 一部を改正する条例</p> <p>(2)和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(3)和泉市議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(4)和泉市唐国地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する條 例</p> <p>(5)&lt;検察協議後&gt;和泉市府中町五丁目地区地区計画区域内における建築物の制限に関する 条例</p> <p>(6)&lt;検察協議後&gt;和泉市唐国町四丁目地区地区計画区域内における建築物の制限に関する 条例</p> <p>(7)和泉市火災予防条例の一部を改正する条例</p> <p>(8)和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する條 例</p> <p>(9)和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>

会議の要旨	・令和7年第4回定例会に提案する条例案について審査を行った。 ・令和7年第4回定例会に提案する条例案で、軽易なものについて報告を行った。
会議録の 作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の 確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他( )
その他の 必要事項	会議非公開

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)	
並木委員長	<p><b>1 審査案件</b></p> <p><b>(1)和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>担当課から、条例案について補足説明があればお願いする。</p>
都市政策室	<p>北信太駅前整備事業の一環として、西口広場及びアクセス道路の整備に合わせた自転車による鉄道駅へのアクセス性の向上を目的とした北信太駅西自転車駐車場の整備を行うに当たり所要の規定の整備を行う必要がある。用地取得は昨年度に先行して行っており、今年度末に整備し、来年4月からの供用開始を予定している。</p>
並木委員長	<p>各委員から質問や意見があればお願いする。</p>
前田委員	<p>提案理由にある「アクセス性の向上」という言葉について、ニュアンスは理解できるがこの表現で良いのか少々気になる。国土交通省でも使用されているのかもしれないが、注意が必要であると考える。</p>
都市政策室	<p>「アクセス」を「利便性」に言い換えた方が、わかりやすい表現かもしれない。</p>
並木委員長	<p>今の意見を踏まえて、この部分は保留とし、利便性の向上を修正候補の一つとすることでよいか。</p>
都市政策室・総務管財室	<p>はい。</p>
並木委員長	<p><b>(2)和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例</b></p> <p>担当課から、条例案について補足説明があればお願いする。</p>
高齢介護室	<p>補足説明等は、特にない。</p>
並木委員長	<p>各委員から質問や意見があればお願いする。</p>
東委員	<p>提案理由について、この条例では「名称及び位置を定める必要がある。」と記載されているが、先ほどの条例では、「所要の規定の整備を行う必要がある。」と記載されており、表現を統一する必要はないか。</p>

総務管財室	過去の提案理由等を参考に作成したが、横並びで見たときに若干表現にばらつきがあるように思われるため、そろえる形で調整したい。
並木委員長	改正動機が同一の議案であるため、表現については保留とし、調整をお願いしたい。
左海委員	条例の内容についてではないが、指定管理者がどこかという話が出てくると思う。今の段階ではつが野老人集会所の指定管理者としてどのような団体にすることを予定しているか。
高齢介護室	現時点において、この校区には老人クラブがないため、はつが野四丁目から六丁目の自治会の役員で構成される管理組合を設立していただき、そこを指定する想定である。
左海委員	他の老人集会所は全て老人クラブが指定管理者になっているが、人手不足や対応が難しいといった事情のためにその校区で別の団体が作られることなどがあった場合は、その団体を指定管理者と指定するのか、引き続き老人クラブを指定管理者とするのか、どのように考えているか。
高齢介護室	基本的には校区の老人クラブを指定するのが前提であるが、老人クラブがない又はなくなった場合は、校区と協議して今回のように各町会から代表を出していただき団体を作っていただきか、それが難しいようであれば校区にあるNPO団体を校区と協議の上、指定管理者とする可能性もある。
並木委員長	その辺りは、もう少し整理していただきたい。東委員から指摘のあった提案理由の統一性は調整をお願いする。
(3)<パブコメ前>和泉市環境未来共創金条例	
並木委員長	担当課から、条例案について補足説明があればお願いする。
環境政策室	本市には、大阪府で唯一民間の産業廃棄物の管理型最終処分場が立地しており、大地震発生時の土壤や地下水の汚染リスクといった潜在的なリスクを抱えている。また、最終処分場の設置運営に係る交通環境、地球温暖化など幅広い複数の業務に渡る行政需要の増加への対応など本市特有の課題がある。その課題に対して、最終処分場設置者に応分の負担を求めるために、産業廃棄物の搬入量に応じた納付金制度を創設することで、歳入を確保するとともに、本市特有の諸問題の対策等を行うことにより、持続的なまちづくりの実現に寄与することが本条例の制定目的である。

	<p>主な内容について、環境未来共創金の額は最終処分場に埋立処分した産業廃棄物の総重量1トン当たり1,000円を納付いただくものである。また、手続の流れについては、市への届出や協議、協定締結を経て実績報告を受けた後に所定の金額を納付いただくものである。</p> <p>施行期日は令和8年4月を予定し、令和7年第4回定例会都市環境委員会協議会にて概要報告の後、パブリックコメントを実施し、令和8年第1回定例会に議案を提案予定である。</p>
並木委員長	各委員から質問や意見があればお願ひする。
前田委員	<p>1点目、第2条に定義規定があるが、提案理由等では「最終処分場」とだけ記載されており、何の最終処分場であるかが判然としないため、もう少し丁寧に書いた方がいいのではないか。</p> <p>2点目、例えば、税や使用料、手数料であれば、条例に定めることにより、自治体が強制的に徴収できるが、今回の共創金の性格はどのようなものであるか。</p>
環境政策室	<p>1点目、「最終処分場」とは、産業廃棄物の最終処分場を指しているが、よりわかりやすくするために文言及び内容について検討させていただく。</p> <p>2点目、共創金の法的性格は、任意の協力金であり、市への寄付のようなイメージです。一方で、対象となる事業者とは並行して協議を進めている。</p>
前田委員	昔の開発負担金は公園整備などのために、割り当てて開発事業者から納付いただいているが、違法ではないかという指摘があり廃止した経緯もあるため、注意して説明していただきたい。
並木委員長	最終処分場という文言の調整をお願いしたい。
門林委員	第1条中、環境未来共創金という文言を略称として使用しているが、納付金という言葉はあるものの、環境や未来、また共創を連想できる文言がないが、問題ないのか。
環境政策室	修飾語等で表現がわかりにくいというご指摘であると思うため、内容及び文言は精査し、修正を検討したい。
並木委員長	環境未来共創金という文言は、省略規定であるため、同じ条中に環境などの言葉を用いて、省略規定と言えるような規定にするように、というのが、門林委員からの指摘であると思う。修正について検討をお願いしたい。

門林委員	第2条第1項第1号の定義で、廃棄物処理法で定める産業廃棄物が対象であるとしているが、自動車や小型家電を除外するとしている。この除外項目は今後増えれば条例を改正することとなるのか。また、中間処理と最終処分は異なることから、自動車や小型家電を除外しても産業廃棄物として扱われるのか。
環境政策室	<p>産業廃棄物という大きくくりの中に小型家電等も含まれるが、小型家電等は再資源化して利用するものでリサイクルの対象であることから、今回の条例案ではそれを除いている。他市の条例も参考にして作成し、このように除外しているところもあるため、本市としてもリサイクルの対象となるものは除くという形としたい。</p> <p>また、除外する項目は頻回に追加や削除が行われるものではないが、今後そのようなことがあれば、内容を精査し、必要であれば条例改正を行いたい。</p>
門林委員	この条例の規定から除外されているものは、一般的には最終処分場に搬入されないという理解でよいか。
環境政策室	リサイクルすべきものであり、処分されないと考えている。
門林委員	リサイクルされず、最終処分場に持ち込まれることはないのか。
環境政策室	リサイクルされず、最終処分場に搬入されるものはある。ただ、様々な事例を見ると、このような規定をしているものがあり、その理由は産業廃棄物の発生の抑制とリサイクルの促進を目的としているからである。このように小型家電等を除外することで、リサイクルが促進されると考えている。
並木委員長	産業廃棄物から小型家電等を除く趣旨は、リサイクルを推進するために最終処分場では搬入を受けないことを示すということか。
環境政策室	小型家電等は、自動車リサイクル法や小型家電リサイクル法でリサイクルすることが規定されており、本来最終処分場に搬入されるべきではないものであるため、共創金の対象と規定することは、リサイクル推進の観点から整合性が取れなくなるため、除外している。
門林委員	スケジュールについて、この後協議会報告、パブリックコメントの実施、条例案の提案とタイトなスケジュールになっているが、事前によく調整されたい。

東委員	第1条と第9条を調整する際に、提案理由も合わせて3点で整合性を取るようにしてほしい。
左海委員	総務管財室からの審査案件確認事項に、当初基金に積み立てる予定であったが、見込まれる歳入が少ないため、積み立てないと記載があったが、およそどの程度の歳入を見込んでいるか。
環境政策室	令和7年3月末時点の情報であるが、残余容量が約1万2000m <sup>3</sup> であり、過去の事業者による搬入実績を考慮すると推計で1年につき約100万円から300万円の歳入が見込まれる。この金額であれば基金に積み立てる金額ではないと考えている。
左海委員	その金額であれば、収入した年度で活用可能であるため、基金へ積み立てる必要はないと考える。
並木委員長	これまで意見のあった点について、再調整をお願いする。
	(4) <パブコメ前> 和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
並木委員長	担当課から、条例案について補足説明があればお願いする。
環境政策室	主な内容として和泉市及び和泉市が委託するもの並びに住民団体から集団回収を受託したもの以外の者による資源物の持ち去り行為を禁止することにより、適正なりサイクルの推進を図るもの。令和6年10月28日と令和7年7月29日にごみ減量等推進審議会において審議いただき、条例改正に向けて検討を進めることを決定したものである。
前田委員	今回新設する条の挿入位置が気になる。第19条から第21条までは占有者等に関する規定が続いているが、その途中である第19条の後にこれらの規定を挿入することで良いのか。占有者等の規定で固めるのか、今の案のとおりとするか、どちらが良いのか気になった。
環境政策室	他市の条例を参考にしたところ、この章に規定されていることが多かったため、このような形としたが、占有者等に関する規定を挟む形で条項を挿入することとなるので、改めて総務管財室と調整したい。
並木委員長	環境政策室も一定考え方を持って、ここに入れたということであると思うので、そこは

	押さえて調整いただきたい。
西川委員	第23条の公表について、個人でも住所や名前を公表されるのか、またどこに、どれだけの期間公表されるのか。
環境政策室	告示の方法により、命令を受けた者の氏名、住所、命令の内容等を、おおむね1か月間公表する予定である。
西川委員	個人情報の取扱いとしては問題ないのか。
環境政策室	指導、勧告、命令の後に公表することになるが、別の条例でも規定していることから、問題ないと考える。
並木委員長	手順を踏んで、公表の手続を行うから問題ないということか。
環境政策室	その通りである。
門林委員	この条例の実効性を担保できるかという点において、審査案件確認事項の中に罰則を定める必要性について、刑法の窃盗罪に当たることから罰則を定めないと記載されている。刑法を適用させるには告訴等の手續が必要と考えるが、警察と事務の進め方等について、協議した内容があれば教えていただきたい。
環境政策室	令和6年4月15日に和泉警察署の生活安全課と協議している。所有権を明確にするために、張り紙を貼っていれば、窃盗等の犯罪行為に当たる可能性があると意見をいただいている。直ちに検挙することは難しいかもしれないが、犯罪行為に当たるということであった。条例があると警察も動きやすいとのことであった。
土本委員	府内でこのような条例を制定している自治体はどれだけあるのか。また条例制定による効果がどの程度あるか教えていただきたい。
環境政策室	府内の約44パーセントに当たる19自治体で持ち去りを禁止する条例が制定されている。持ち去りの状況について、16自治体で資源物の持ち去りが減った、市民からの要望が減った、という意見があり、条例制定前と変わらないという意見は3自治体のみであった。のことから、条例制定によって持ち去り行為のより一層の抑止効果が期待できる。

土本委員	この話を聞くまで、あまり抑止効果は期待できないと思っていたが、そのような効果があるのであれば、制定する意味はあると考える。
並木委員長	第1条を一部修正するとともに、その他の点については、調整をお願いしたい。
並木委員長	<b>2 報告案件</b> それでは引き続き、レジュメに記載の報告案件について、総務管財室から補足等あれば、説明願う。
総務管財室	今回この審査案件以外の報告案件としては9件ある。 報告案件(1)については、職員組合との交渉前ということもあり、内容が固まっているため、概要資料は付けていない。
並木委員長	全ての案件が終了したため、これで例規等審査委員会を終了する。

以上